

平成28・29年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました

大分県における平成28・29年度の保険料率

	平成26・27年度	平成28・29年度	比 較
均 等 割 額	48,500円	48,500円	据え置き
所 得 割 額	9.52%	9.52%	据え置き
賦課限度額	570,000円	570,000円	据え置き

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに、医療給付費の見込みなどに基づいて、各都道府県の後期高齢者医療広域連合で保険料率を定めています。

上記の保険料率等に関する条例案は、平成28年2月22日開催の「平成28年大分県後期高齢者医療広域連合第1回定例会」において、可決されました。

《保険料軽減措置について》

●低所得者対策として、平成28年度から保険料軽減対象が拡大されました。

①均等割5割軽減について、所得基準額が引き上げられました。

(従前) 基準額：33万円+26万円×世帯の被保険者数



(改正) 基準額：33万円+26.5万円×世帯の被保険者数

②均等割2割軽減について、所得基準額が引き上げられました。

(従前) 基準額：33万円+47万円×世帯の被保険者数



(改正) 基準額：33万円+48万円×世帯の被保険者数



保険料の計算方法(平成28・29年度)

※所得等の条件により軽減措置があります。

被保険者である高齢者1人ひとりが後期高齢者医療保険料を負担します。負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

年間保険料 (上限570,000円)	=	①均等割額 48,500円	+	②所得割額 ※前年所得×9.52%
------------------------------	---	-------------------------	---	-----------------------------

●問い合わせ先 / 大分県後期高齢者医療広域連合 健康推進課 国保年金班 ☎097-534-1771 ☎82-4147